

### 1 関係者の責務と役割

---

動物関係者の責務と役割を明らかにした上で、それぞれの関係者がその責務や役割を十分理解する必要があります。

#### (1) 行政の責務

行政は、「人と動物が共生する社会の実現」を図るために、関係者との連携や調整を行いながら、必要な施策を策定し実施することにより、動物に関する諸問題の解決に取り組む責務を担います。なお、関係者が責務と役割を十分に果たせるよう、行政が支援・リードしていきます。

#### (2) 市民の役割

市民は、自身の動物愛護精神の向上に努めるとともに、動物の飼育の有無に関わらず、動物の適正管理や動物による危害の防止について十分理解し、行政や動物関係団体が行う活動に協力するよう努める役割を担います。

#### (3) 飼い主の責務

飼い主は、動物の生態、習性、生理等を理解する必要があります。また、法令を遵守し、動物を適正に飼育することにより、近隣住民の理解を得られるよう周辺環境に配慮する責務を担います。また、飼い主のいない動物にエサを与えるなどの行為にも、飼い主に準じた責務が伴います。

#### **(4) 動物取扱業者の責務**

動物取扱業者は、定められた基準や法令を遵守し、動物を適正に取り扱うことはもとより、飼い主やこれから飼育を行う市民に対し、適正な飼育方法について必要な説明や情報提供を行い、理解を促す責務を担います。

#### **(5) 動物関係団体の役割**

動物関係団体は、動物に関する知識や経験を十分に活用しながら、市民への動物愛護の普及啓発、自身の活動に関わる動物の適正管理・福祉向上に向けて自主的な取り組みを行うとともに、飼い主や行政などの関係者に協力し、支援する役割を担います。

#### **(6) 獣医系大学や動物関係専門学校等の研究・教育機関の役割**

獣医系大学や動物関係専門学校等は、学生等に実践的な活動の場を与えて、次世代の動物の愛護や管理を担う人材を積極的に育成するとともに、行政や動物関係団体との連携を通して、動物に関する知識や研究成果を活用し、市民や飼い主を支援する役割を担います。

## 2 計画の推進体制

本計画は「人と動物が幸せに暮らせるまち・さっぽろ」の実現を目的とした効果的な施策等の検討を行うために第三者が評価・助言・提案する場として市動愛条例に基づき平成28年4月に設置された「札幌市動物愛護管理推進協議会」において提案された様々な意見を参考に策定しています。

今後、本計画期間において動物愛護と管理に関する様々な施策を推進するにあたっては、各施策が計画的にかつ効果的・効率的に行われているかについて毎年度検証・評価し、必要に応じて推進協議会から意見を求め、本計画の見直しを行います。

